

第27回群馬県スポーツ少年団

中学生柔道交流大会実施要項

- 1 趣 旨 県下の柔道を愛好するスポーツ少年団員を一堂に会し、技術の向上と参加者相互の親睦を図り、少年の健全育成と柔道の普及・振興に寄与することを目的とする。
- 2 主 催 公益財団法人群馬県スポーツ協会 群馬県スポーツ少年団
- 3 後 援 群馬県 群馬県教育委員会 群馬県柔道連盟 (公財) 群馬県防犯協会
(公社) 群馬県柔道整復師会 群馬テレビ 上毛新聞社
- 4 主 管 群馬県スポーツ少年団柔道専門部会
- 5 日 時 令和5年9月10日(日)
午前9時00分～9時30分 (受付)
午前9時30分 (審判会議)
午前10時00分 (試合開始)
- 6 会 場 ALSOK ぐんま総合スポーツセンター ぐんま武道館 第1道場
(〒371-0047 前橋市関根町 800 番地 TEL 027-234-5555)
- 7 参加資格 (1) 中学1年生から中学3年生の男女とする。
(2) 日本スポーツ少年団登録済みの団員であること。
(3) 申込責任者・監督及びコーチは、少なくとも2名のスポーツ少年団の理念を学んだ指導者(コーチングアシスタントやスタートコーチ(スポーツ少年団)、認定育成員または認定員の有資格者)であることとする。
(4) スポーツ傷害保険に加入済みであること。
(5) 保護者の承諾を得ている者。(承諾書は当日朝受付に提出)
(6) 重複した団体からの出場は禁止する。
- 8 競技方法 (1) 各学年別とも体重別の個人戦で、トーナメント戦により行う。
(但し、人数が少ないときは、リーグ戦により行う。)
(2) 体重別の試合とし、体重区分・組合せについては本部一任とする。
(3) 競技時間は3分間とする。
- 9 審判規定 (1) 最新の国際柔道連盟試合審判規定及び「国内における少年大会特別規定」を適用する。
(2) 優勢勝ちの判定基準は、「一本」「技有」「僅差」「判定」とする。
「僅差」とは、双方の選手間に技による評価(技あり)がない、又は同等の場合「指導」差が2以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
1 差以下であれば旗判定で勝敗を決定する。(延長戦は行わない)
- 10 表彰 各種別とも優勝・2位・3位に賞状及びメダルを贈呈する。
- 11 参加料 1人 500円 (当日受付で納入する。)

12 参加申込先 各単位団は別紙申込み用紙により、令和5年7月14日(金)までに当該の市町村スポーツ少年団に **Excel データ及び紙媒体**にて提出すること。

※申込みの際、スポーツ少年団登録システム「名簿のダウンロード」から登録者名簿をダウンロード及び印刷し添付すること。

各市町村スポーツ少年団事務局は申込書を取りまとめ令和5年7月21日(金)までに下記あて**メール(Excel データ)及び郵送**で申し込むこと。

(申込み締め切り以後は一切受け付けない。申込みの際、スポーツ少年団登録システム「名簿のダウンロード」から登録者名簿をダウンロード及び印刷し添付すること。)

※申込書は「群馬県スポーツ協会」ホームページからもダウンロードできます。

専門部会申込先

〒379-1315 利根郡みなかみ町上津1135
群馬県スポーツ少年団柔道専門部会 事務局 林 克彦 宛
TEL 0278-62-6811 携帯 090-7004-8035
E-mail the523comet@gmail.com

【大会等問合せ先】

柔道専門部会事務局長 須藤 真矢
〒379-1617 利根郡みなかみ町湯原755-6
TEL 0278-72-2452 携帯 090-7201-8386
E-mail shinya@po.kannet.ne.jp

※組み合わせの都合上 Excel データと紙媒体両方の申し込みをお願いします。

13 組み合わせ 令和5年8月6日(日) 事務局(柔道専門部会員)による責任抽選とする。

14 その他

- (1) 選手の体重申告は、必ず正確にすること。体重等において、著しく要項に反する行為が認められた場合は、その単位団に1年間の出場停止処分等を課するものとする。
- (2) 脳振盪対応について、選手および指導者は下記事項を遵守すること。
 - (a) 大会前1ヶ月以内に脳振盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
 - (b) 大会中、脳振盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。(なお、至急、脳神経外科の専門医の精査を受けること。)
 - (c) 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
 - (d) 当該選手の指導者は大会事務局及び全柔連に対し書面により事故報告書を提出すること。
- (3) 大会における怪我などについては、主催者側は応急処置のみとする。
- (4) 選手は、スポーツ少年団団員章を左腕に付けること。
- (5) 参加団体は、単位団旗を持参すること。
- (6) 全日本柔道連盟からの通達による「コーチの振る舞い」について、を守ること。
- (7) 試合場には選手・各団責任者・大会役員・審判員・係員・報道記者以外は入れない。
なお、**監督は審判員に準じた服装とする。**
- (8) 駐車場については、イベント駐車場を利用すること。
- (9) ゴミは各団体で持ち帰ること。(飲料水のみ)
- (10) 貴重品は各自で管理すること。
- (11) その他詳細について不明な点があれば問合せ先へ問い合わせをすること。
- (12) 下足袋を持参し個々で管理すること。
- (13) 試合において、敗戦した選手は、会場から速やかに退出すること。